

中央災難安全対策本部定例ブリーフィング(8月15日)

(8月15日付保健福祉部報道資料(仮訳))

～(ソウル・京畿道における社会的距離の確保の段階引上げ推進案)～

□コロナウイルス感染症-19中央災難安全対策本部(本部長:丁世均(チョン・セギョン)総理)は、8月15日、丁世均本部長主宰により政府ソウル庁舎映像会議室において各省庁及び17の広域自治体とともにソウル・京畿道における社会的距離の確保(以下、「ソーシャル・ディスタンス」)の段階的引上げ案について議論した。

□15日の会議で丁世均本部長は、ソウル・京畿道地域で明日から「ソーシャル・ディスタンス」を2段階に引き上げるとしながら、関係省庁とソウル市・京畿道に対し、段階的な引上げに伴う施設別防疫強化措置に支障がないようにするよう求めた、。

○また、韓国は、全国各地が一日生活圏内にあり、コロナ19の拡散が瞬時に起きる可能性があるとして、他の自治体でもソーシャル・ディスタンスの引上げが起きることの無いよう、事前に多目的施設、高危険施設などを徹底的に点検し、防疫管理に最善を尽くすことを指示した。

○特に、ソウル・京畿道に対しては措置が取られるが、首都圏が1つの生活圏であるという点で仁川もやはり危険要因があるとし、状況を見極めながら必要な措置を事前に検討して準備するよう仁川市に求めた。

○また、首都圏の病床共同運営方案を検討し、緊急患者が治療を受けられるよう事前準備することを防疫当局に強調した。

□丁本部長は、マルチ訪問販売がスリーパー組織という特性のため、高危険な職種であるにもかかわらず対応に限界があるとし、公正取引委員会と防疫当局に対し、ソウル・京畿道と協議してスリーパー組織形態の禁止及び疫学調査の困難を解消する案などを盛り込んだ特別対策整備を指示した。

□保健福祉部中央事故収拾本部(本部長:朴凌厚(パク・ヌンフ)保健福祉部長官)は、「ソーシャル・ディスタンス引上げ案」について報告した。

□ここ1週間(8月9日～8月15日)、ソウル特別市と京畿道ではコロナ19の感染者数が急速に増加*するなど、感染拡大の危険度が高まっている。

* ソウル特別市・京畿道国内発生感染者(8月9日～8月15日):25人→16人→13人→32人→41人→69人→139人

○感染の様相についても、過去1週間で、全国の感染者のうち感染経路が明らかになっていない事例の割合が14.3%に達するなど、防疫網の統制力が弱まっている。

- また、教会、食堂など様々な場所で同時多発的に集団感染が発生(*)しており、また感染が発生する地域も拡大していることから、急激な感染拡大が懸念されている。

* 京畿道龍仁市のウリ第一教会(関連感染者96人)、ソウル市城北区のサラン第一教会(関連感染者39人)、ロッテリア従業員の集まり(関連感染者16人)、京畿道坡州市のスターボックス(関連感染者13人)など(8月14日～18時基準)

□政府は7月17日に発表した圏域別ソーシャル・ディスタンス基準と感染拡大状況などを考慮し、ソウル特別市と京畿道に対し、ソーシャル・ディスタンスを2段階に引き上げる。

○段階別引上げの基準によると、首都圏では1週間平均の1日平均感染者数が40人を超え、1週間の感染再生産指数も1.3以上に高くなった場合、2段階への引上げ措置を施行できる。

○現在、ソウル特別市・京畿道の過去1週間の日平均感染者は47.8人で、感染再生産指数は1.5と、その基準を上回った。

○今回の措置の目的は、ソウル特別市と京畿道の住民が不要不急の外出と会合、多目的施設の利用を最大限自粛し、人との接触を最小限に抑えることにある。

○まず8月16日から2週間、国民の皆さんの生業に及ぼす衝撃と準備等を考慮し、防疫ルールの義務化対象施設を拡大するとともに、集会・行事等の取消しを強く勧告する形で運営する。

○しかし、2週間後も感染拡大状況が好転しなかったり、その前の時点でも状況が悪化する場合には、高危険施設の運営中止、集合会合イベントの禁止など防疫措置を強化し、2段階措置を2週間延長する。

□ソーシャル・ディスタンス第2段階への引上げに伴い、ソウル特別市と京畿道地域に取られる具体的な措置内容は次のとおり。

○まず学生の感染を先制的に遮断するため、全国のネットカフェを高危険施設に追加指定し、8月19日18時から核心防疫ルールを義務付ける。

○次に、これまで指定された高危険施設12種(*)に対して、従来の防疫ルールの義務化措置を維持し、一部の遊興施設に対しては防疫ルールを強化する。

* クラブなどの飲み屋、団欒酒店、キャバクラ、ナンパ居酒屋、室内スタンディング公演場、カラオケ、室内集団運動施設(激しいGX類)、流通物流センター、大型塾(300人以上)、訪問販売などの直接販売広報館、ビュッフェ

- 既存の高危険施設のうちクラブ施設・キャバクラ・コーラテックに対しては利用人員制限(4㎡当たり1人)、施設内・施設間の移動制限(客室・テーブル間の移動禁止、1日1店舗利用)のルールを追加で義務付ける。

- 高危険施設の防疫ルール遵守状況に対する点検を強化し、特にソウル特別市・京畿道が既に集合禁止措置を下した訪問販売業などの場合、集合禁止措置を遵守しているか否かを徹底的に点検・管理し、感染者が発生した場合には求償権(損害賠償)の行使などを検討する。

- 2週間後又はその前でも感染拡散状況が好転しなかったり悪化したりした場合には、高危険施設に対する運営中断措置を施行する予定。

○高危険施設以外にも、一定規模以上の飲食店(例:施設許可・届出面積150㎡以上)、ウォーターパーク、公演場などのような危険度の高い多目的施設に対しては、マスクの着用など中核的な防疫規則の遵守を義務付ける。

<防疫ルール義務化対象施設>

- ▲学習塾、▲ゲームセンター、▲一定規模以上の一般飲食店(例:150㎡以上)、
- ▲ウォーターパーク、▲宗教施設、▲公演場、▲室内結婚式場、▲映画館、
- ▲銭湯・サウナ、▲室内体育施設、▲マルチルーム・DVDルーム、▲葬儀場

<核心防疫規則>

事業者・責任者	利用者
<ul style="list-style-type: none">▶ 立入者名簿管理<ul style="list-style-type: none">- 電子立入名簿の設置・利用または手書き名簿備置(利用者が手記名簿を作成した場合、氏名、電話番号、身分証明書の確認、4週間保管後に廃棄)▶ 事業主・従事者マスク着用* 飲食、水中活動等は除く。	<ul style="list-style-type: none">▶ 電子立入名簿の認証または手書き立入名簿の作成(手書き名簿作成時、本人の氏名、電話番号を正確に記載、身分証明書を提示)▶ マスク着用* 飲食、水中活動等は除く。

▶ 施設内利用者間の2m(最低1m)間隔を維持するよう利用人員管理

▶ 利用者間の2m(最低1m)間隔の維持

- 自治体の自主的判断によって対象施設は追加されることがあり、自治体が既に集合制限禁止措置を施行している場合は、その措置が維持される。

- 宗教施設については、ソウル特別市と京畿道が正規の礼拝・法会以外の対面の会合・行事の禁止、食事の禁止など中核的な防疫ルールを義務付ける措置をすでに施行し、8月15日から適用中である。

○室内の国公立施設は通常の50%水準に利用客を制限し、なるべく非対面サービスを中心に運営する。

- 感染拡大状況が好転しなかったり悪化したりした場合は2週間後、またはその前でも室内の国公立施設に対する運営中断措置を施行する予定。

○福祉館などの社会福祉利用施設、保育園などは休館・休園を勧告し、ただし、緊急介護などの必須サービスは維持し、介護空白が発生しないようにする。

□ソウル特別市と京畿道地域において今後2週間、屋内50人以上、屋外100人以上が対面で集まるすべての私的・公的集合・集まり・行事は自粛するよう勧告し、

○やむを得ず集合・集会・行事を開催する場合でも、マスクの着用、参加者間の2m(少なくとも1m)の距離を置くなど防疫ルールを徹底的に遵守する。

<集合・集会・行事事例>

▲試験(採用試験、資格試験など)・展示会・博覧会・説明会・公聴会・学術大会・記念式・結婚式・同窓会・同好会・ピクニックなど

○これもまた状況が好転しなければ、2週間後又はそれ以前でも状況が悪化した場合には、強制的な集合禁止措置を実施する予定。

-これを受け、中央災難安全対策本部は「ソウル特別市と京畿道で室内50人、屋外100人以上の集まり、行事を計画している国民や機関などはこれを延期するか、最小限に規模を減らし防疫ルールを徹底して守るようお願いしたい」と明らかにした。

○プロスポーツ競技と国内体育大会は、ソウル特別市・京畿道地域については8月16日から無観客競技に転換する。

□学校の場合、集団発生が持続し、大規模な接触者調査または検査が進行中の市・郡・区に対しては、遠隔授業への転換などを勧告し、その他、ソウル特別市・京畿道地域内の学校は、1／3の水準で密集度を調整して登校することになる。

□機関・企業の場合、公共機関は機関別・部署別に適正比率(例:全人員の1／2)の人員がフレックス・テレワークをするようにしたり、時差通勤制、昼休みの交代制などによって密集度を減らし、民間企業も類似の措置を取ることを勧告する。

□最後に、首都圏外の地域への感染拡大を防ぐため、ソウル特別市・京畿道の住民は、今後2週間はなるべく他の市・道に移動しないことを勧告する。

□第2段階への引上げは8月16日から実施され、2週間後に危険度を再評価し、追加の防疫強化について判断する予定。但し、それ以前でも状況が悪化した場合は、追加的な防疫強化措置が実施される予定。

[国民行動指針]

① 発熱または呼吸器症状(咳、喉の痛み、筋肉痛など)等、体調が悪くなった場合、外出・出勤・登校しないこと

* 38度以上の高熱が続いた場合、症状が悪化した場合はコールセンター(1339、地域番号+120)や保健所に問い合わせる

② 医療機関への訪問、生活必需品の購入、通勤、不要不急の外出・集まり・外食・イベント・旅行などは延期またはキャンセルする

(食事) 飲食店・カフェで食事するよりはテイクアウト・配達

* 最近、食事時の感染事例が多数報告され、特に食事を伴う行事・集まりは延期、キャンセルが必要

- (運動) 体育施設に行くよりはホームトレーニング

- (友達・同僚の集まり) 直接会うよりは各自が自宅で非対面の集まり(PC、携帯電話活用)

- (ショッピング) 売場に訪問するよりはオンライン注文

③ 外出時、マスクの着用など防疫規則を遵守し、換気できず、人の多い密閉・密集・密集(3密)した場所には行かない。

- (マスク着用) 室内では必ずマスク着用して、屋外でも2mの距離置きが難しい場合は着用する

- * マスクを脱がせる行為(飲食、歌を歌う、応援するなど)は自粛
- (距離を置く)人との間に2m(最低1m)以上の距離を置くこと
- 唾液が飛び散る行為(大声で歌う、応援するなど)、身体接触(握手、抱擁など)しない。

原文URL

http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=1&CNT_SEQ=359025